

大分大学医学部第Ⅲ修学期履修修了認定会議内規

令和6年3月6日制定
令和6年医学部内規第3-14号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部教務委員会細則（平成21年医学部細則第3-1号）第1条第2項の規定により、大分大学医学部第Ⅲ修学期履修修了認定会議（以下「認定会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 認定会議は、次の各号に掲げる事項を担当する。

- (1) 第Ⅲ修学期履修修了に関すること。
- (2) その他課程の修了に関すること。

(構成)

第3条 認定会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) O S C E 専門部会長
 - (2) 第Ⅲ修学期授業科目を担当する医学科の教員
 - (3) その他議長が必要と認める者
- 2 前項第3号の委員は、教務委員長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 認定会議に議長を置き、O S C E 専門部会長をもって充てる。

2 議長は、認定会議を招集し、その議長となる。
3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を行する。

(会議)

第6条 認定会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより認定会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の認定会議において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 議長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理人の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 認定会議の事務は、医学・病院事務部学務課において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、認定会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。